

## 現場代理人の兼任に関する質問・回答

1 現場代理人の業務		
番号	質問	回答
1	現場代理人と主任技術者を兼ねている場合、新たに他の工事現場の現場代理人と主任技術者を兼ねることができるか。	兼任する工事の請負額が、それぞれ4,000万円未満であり、かつ、それぞれの主任技術者の配置要件を満たす場合は兼任することは可能です。また、同一の場所等、特別な場合は兼ねることが可能です。ただし、兼任できる工事数は、専任が必要な工事を含め2件までです。 なお、当該規定は監理技術者には適用されません。
2	適用日現在、契約中の工事の現場代理人について、兼任を認めることは可能か。	兼任が可能となる工事は、兼任の条件を全て満たし、発注機関の長が兼任可能とした契約中の工事も対象ですが、この場合兼任できる工事は新たに受注した工事に限ります。
3	兼任している工事の現場代理人について、他の人に変更することは可能か。	発注機関の長が認めた場合は、変更することができます。
4	現場代理人の兼任を希望した工事が、発注者に認められなかった場合の対応はどのようになるか。	発注者から、兼任について認められない旨の通知が返送されますので、新たな現場代理人を選任し「技術者等の通知書」等を作成のうえ、発注者に再提出してください。
5	現場代理人の兼任が認められる工事請負額については、4,000万円未満であるとしているが、建築一式工事については8,000万円未満にできないか。	建築一式工事についても、土木工事と同様に4,000万円未満が兼任対象となる工事です。ただし、同一の場所等、特別な場合はこの限りではありません。
6	兼任を考えていた工事について、兼任が認められない場合、代わりの現場代理人を配置できないときは、どのようになるのか。	受注者は現場代理人の兼任を認められない場合を想定の上、応札するようお願いいたします。仮に配置できない場合は契約を締結することはできません。
7	国又は市町村の工事等との兼任は可能か。	国又は市町村の工事等の発注機関の長が兼任を承認した場合は、兼任することは可能です。
8	兼任の工事箇所は、2件とも同一事務所管内(10ブロック)に位置することを要件としているが、現場代理人が主任技術者と兼ねる場合で、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」第1の1項(3)のただし書に該当する工事においても同一事務所管内でなければいけないのか。	現場代理人の兼任は、全ての条件を満たした工事のうち発注機関の長が兼任可能と判断したものを対象にしています。このため、現場代理人が主任技術者と兼ねる場合は、工事現場相互の間隔が10km程度以内かつ、同一事務所管内でなければなりません。
9	電気工事、電気通信工事など設置工事等が短期間である工事であっても、現場代理人は工事現場に常駐する必要があるのか。	現場での設置作業期間が限定的で、工場製作等が主体となる工事は、実質的に工事現場の運営、取締り等を必要としない期間に限り、常駐義務がないと認めることができるものとします。ただし、常駐義務の要否は事前に発注者に協議、承認を得る必要があります。 なお、現場代理人の常駐義務とは、平成23年11月14日付国土建第161号「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用」において、作業期間中常に工事現場に滞在していることが義務づけられていることとされています(標準約款第10条第2項)。このため、短期間であっても現場作業期間中は常駐義務は生じるものと考えられます。
10	常駐義務がない現場との兼任は可能か。	常駐義務がないため兼任にはあたりませんが、常駐義務の要否については事前に発注者と協議を行い、了解を得る必要があります。
11	工場製作期間に常駐義務はあるのか。	工場製作期間においても安全管理、工程管理等の運営、取締りは必要であることから、常駐義務が生じるものと考えられます。
12	10ブロックを跨ぐ工事現場であっても工場製作が同一工場の場合には、兼任は可能か。	工場製作を、同一工場かつ同一期間で行う場合には、兼任は可能です。

## 2 連絡員

1	連絡員については、配置に当たり、何か要求は求めるのか。	連絡員については、元請の社員で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能である人を配置してください。
2	連絡員は、会社又は営業所にいてもよいのか。	現場代理人が兼任により工事現場に不在となることにより、連絡員を配置するものですので、工事現場に常日頃滞在するようにしてください。
3	連絡員は元請けの社員であることが必要か。	連絡員は元請社員であることが求められます。なお、社員は、元請けとの雇用契約(期間は問いません)があれば可とします。 「元請の社員」は、正規、非正規(契約社員、パートタイマー、アルバイト)を問いませんが、派遣社員は、元請との直接的な雇用契約がないため連絡員になることはできません。
4	工事途中での連絡員の変更は可能ですか。	原則として、工事途中での連絡員の変更は認められません。発注機関が、やむを得ないと認める場合は、変更することが可能です。
5	連絡員の兼任は認められますか。	連絡員は、常日頃現場に在ることを求めていますので、兼務は認められません。